

長井市立豊田小学校 「いじめ防止基本方針」

こども版

豊田小学校のめあて

心やさしく 人のために役立つ子ども
よく学び 力を高めていく子ども
すこやかで 力いっぱい活動する子ども



豊田小学校の子どものやくそく

- いじめはぜったいにしません!
- 困ったらそうだんします!
- いじめを見かけたらすぐ先生に教えます!
- 困っている人がいたら声をかけます!



豊田小学校の先生のやくそく

- いじめはぜったいにゆるしません!
- いじめを受けている人を
ぜったいに守ります!
- みんなのひみつは守ります!



「いじめ」とは

- ◆ ぼうけ ⇒ 「おす」「つねる」「たたく」「なぐる」「ける」など
- ◆ ことば ⇒ 「からかう」「バカにする」「いやなあだ名で呼ぶ」「かけ口を言う」「ネットに書き込む」など
- ◆ 無 視 ⇒ 「無視する」「仲間はずれにする」など
- ◆ 物やお金 ⇒ 「物をかくす・とる・こわす」「人の物への落書き」「お金や物を要求」など

※ 人のいやがることをすることは「いじめ」になります。



長井市立豊田小学校 いじめ防止基本方針

ダイジェスト版

学校教育目標 心やさしく人のために役立つ子ども よく学び力を高めていく子ども すこやかで力いっぱい活動する子ども

いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」
※ けんか・ふざけ合い・好意で行った行為でも、相手に苦痛を与えればいじめになります。

いじめに対する本校の基本認識

いじめは、決して許される行為ではない。いじめられている児童は最後まで守り抜き、いじめをしている児童には、その行為を許さず、毅然として指導していく。

いじめ防止

「いじめのない学校づくりと
いじめをしない子どもを育成する」

【いじめは許さないという雰囲気づくり】
【わかりやすい授業づくり】
【一人一人が活躍できる集団づくり】
【自己有用感・自己肯定感の育成】
【体罰・暴言ゼロ】【家庭・地域との連携】

早期発見

「子どもが示す小さな変化や
危険信号を見逃さない」

【児童との信頼関係の構築】
【学年担任団による児童の状況把握】
【教育相談アンケートと個人面談（年3回）】
【Q-Uテストの実施と活用（年2回）】
【いじめ防止対策委員会（随時）】

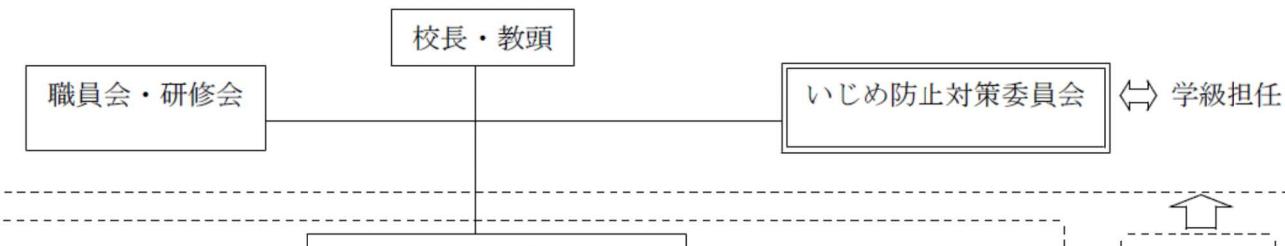
いじめに対する措置

「いじめへの早期対応と
組織的な対応をする」

【素早い事実確認・報告・相談】
【いじめ防止対策委員会による組織対応】
【いじめに対する毅然とした指導】
【重大事態における調査の実施】
【外部専門機関と連携した対応】

組織図

◇校内組織



◇校外組織

保護者
地 域



※ 重大事案の際は、いじめ防止対策委員会を母体とし、関係機関の支援・協力を得た組織で対応する。具体的な調査組織の構成員は、長井市教育委員会の指示を仰ぐ。